

深谷市学校ネットワーク更改業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

深谷市教育委員会
令和8年8月

1. 趣旨

深谷市立小中学校に対して、令和元年・2年に整備した学校ネットワークについて、1人1台端末の安定した稼働のため、高速大容量の通信ネットワークの安定した運用を図るため、公募型プロポーザル方式により整備に係る提案を求めるものである。

2. 概要

(1) 名称

業務の名称は、深谷市学校ネットワーク更改業務（以下「本業務」）という。

(2) 内容

以下に記載するネットワーク等（主なものを記載）の構築（要件定義～移行・テスト等を含む）および運用保守である。

- ・ 機器
- ・ ライセンス
- ・ その他

詳細は公示資料2「深谷市学校ネットワーク更改業務 仕様書」のとおりとする。

(3) 期間

契約締結日から令和14年9月30日までとする。また、本業務のスケジュールは下表のとおりとする。

なお、委託業務を継続するのが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

1	設計・構築 試行運用・導入準備	契約締結日から 令和9年9月30日まで
2	本番稼働	令和9年10月1日から 令和14年9月30日まで

(4) 契約要件

契約方法はファイナンシャルリース契約（以下「リース契約」という。）とする。なお、リース契約については、契約期間は、令和9年10月から令和14年9月までの5年間とする。

3. 提案上限額

本業務における提案上限額は、物品・設計・構築・移行・保守業務一式で622,500,000円（税込み）とする。なお、本調達ではリース料を含めた価格で提案すること。

4. 実施形式

本業務を行う事業者の選定は、公募型プロポーザルにより行うものとする。

5. スケジュール

事業者の選定に係る日程は、下表の通りとする。

項目	日程
案件公表	令和8年 8月20日（木）
参加申込書提出期限	令和8年 9月 2日（水）午後5時まで
参加資格確認通知	令和8年 9月 7日（月）
質問受付期間	令和8年 8月24日（月）から 令和8年 9月 4日（金）正午まで
質問回答	令和8年 9月 9日（水）
企画提案書等提出期限	令和8年 9月18日（金）正午まで
1次審査（書類審査）	令和8年 9月18日（金）から 令和8年 9月29日（火）正午まで
1次審査結果通知	令和8年 9月30日（水）
2次審査（プレゼンテーション）	令和8年10月 8日（木）
2次審査結果通知	令和8年10月14日（水）
契約交渉	令和8年10月下旬
契約内容確定	令和8年11月上旬

6. 参加資格

参加資格を有する者は、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 深谷市物品等競争入札参加資格者名簿において「電算業務」の業種に登録があること。
- (2) 深谷市の契約に係る 入札参加停止等の措置要綱及び深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく、入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く）。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

7. 参加申し込み手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加申込書を提出しなければならない。

(1) 提出書類

「回答様式1_公募型プロポーザル参加申込書」を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年9月2日（水）午後5時まで

(3) 提出場所

深谷市学校教育課（埼玉県深谷市仲町1 1 番 1 号）

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) 参加資格確認結果の通知日

令和8年9月7日（月）

(7) その他

- ・ 持参する場合は、日曜日、土曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時までの間とすること。
- ・ 郵送は、書留によるもので、かつ、提出期限までに必着するものに限ること。

8. 質疑応答

(1) 期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）正午まで

(2) 提出書類

「回答様式2_質問票」を提出すること。

(3) 提出方法

E-mail：gakko@city.fukaya.saitama.jp

件 名：深谷市学校ネットワーク更改業務／（事業者名）

電話やFAX、来庁による質問対応は行わない。

なお、メールには担当者の部署、氏名、電話番号、FAX 番号および E-mail アドレスを併記すること。

(4) 回答方法

回答予定日：令和8年9月9日（水）

全質問に対する回答をまとめて、本市ホームページに掲載する。

質問者の名称および氏名は公表しない。

(5) その他

- ・ 参加資格確認結果の通知にて本プロポーザルへの参加を認めた事業者からのみ、質問を受け付ける。
- ・ 同趣旨の質問が複数あった場合には、まとめて回答する場合がある。
- ・ 質問回答事項は要求仕様等の追記事項として取り扱う。
- ・ 質問内容に会社（質問者）が容易に推測できるような記載は避けること。

9. 企画提案書

(1) 作成方法

企画提案書の作成については、「公示資料 3_別紙 1_企画提案書記述項目一覧」を参照すること。

(2) 提出書類

参加申込書を提出したものは、下表に掲げるところにより、企画提案書等を提出するものとする。

番号	提出物	提出数	押印※
1	回答様式 1_公募型プロポーザル参加申込書	1 部	必要
2	※必要に応じて提出※ 回答様式 2_質問票	1 部	
3	企画提案書	正 1 部 副 1 0 部	
4	※任意※ 企画提案書に準ずる資料（企画提案書を抜粋した資料）	正 1 部 副 1 0 部	
5	回答様式 3_業務実績等	1 部	
6	回答様式 4_見積書	1 部	必要
7	回答様式 5_費用内訳書	1 部	
8	回答様式 6_機能適合表	正 1 部 副 1 0 部	

※ 代表者印は使用印（代理人の場合の場合は代理人印）の押印（以下「押印」）とする。

10. 1 次審査

(1) 審査方法

参加事業者として選定した事業者のうち、提案書等を提出した事業者を対象に書類審査を行い、1 次審査配点合計の 6 割以上を得た事業者のうち上位 3 事業者程度を選定する。

(2) 配点内訳

技術点（企画提案書・機能適合表）：600 点

(3) 結果通知

（ア）通知日

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

（イ）通知方法

事務局から参加申込書を提出した全参加事業者に対して通知する。

（ウ）通知書類

「1 次審査結果通知書」

(エ) 失格事項

次に該当する事業者は失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・ 参加資格を満たさなくなった場合。
- ・ 企画提案書等 が提出期限を過ぎて提出された場合。
- ・ 参加事業者（参加予定者の関係者を含む）が、選定委員会の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員及びこの募集に関係する本市職員及びその関係者に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合。
- ・ 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案に当たり著しく審議に反する行為があった場合。

(オ) その他

- ・ 1次審査をおこなう上で、疑問点や確認事項が生じた場合、担当者から参加事業者へ照会する。回答を受けて、これを審査員に報告する。
- ・ 1次審査を通過しなかった事業者の2次審査は実施しない。

11. 2次審査

(1) 審査方法

参加者より提出された提案書、見積書及びプレゼンテーションにより審査を行い、契約候補者順位を決定する。

(2) 実施方法

(ア) 実施日

令和8年10月8日（木）

(イ) 実施時間

1次審査を通過した者に対し別途通知する。

(ウ) 実施場所

深谷市役所内

(3) 配点内訳

書類評価（企画提案書、機能適合表）：600点 ※1次審査分

プレゼンテーション評価：300点

価格点：100点

(4) 結果通知

(ア) 通知日

令和8年10月14日（水）

(イ) 通知方法

事務局から審査結果を通知する。

(ウ) 通知書類

「審査結果通知書」

(エ) その他

- ・ 2次審査をおこなう上で、疑問点や確認事項が生じた場合、担当者から参加事業者へ照会する。回答を受けて、これを審査員に報告する。
- ・ 優先交渉権者にならなかった事業者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により本市に対し、説明を求めることができる。
 - ・ 提出期限は、結果通知日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く）以内。
 - ・ 受付時間は、閉庁日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで。
 - ・ 提出にあたっては事務局へ持参すること。

12. 契約の締結

本市は、優先交渉権者と協議し、契約締結に向けた交渉を行うものとする。ただし、当該協議が整わなかった場合には、次点の者と協議を行うことがある。

13. 提出書類の取扱い

(1) 書類の返却

提出された書類は、原則返却しない。

(2) 取扱いの範囲

提出された書類は、本業務の優先交渉権者の選定に用いるほか、本業務の実施に限り、取り扱うものとする。また、本業務のために複製などを行うことがある。

14. 情報公開および提供

提出された企画提案書その他の書類は、深谷市情報公開条例（平成18年深谷市条例第13号）第2条第2項に規定する行政情報とし、同条例第7条に規定する公開請求の対象となり、公開される場合がある。

15. その他

- (1) 本プロポーザル参加者は、本業務及びその付随する業務に関し、知り得た個人情報その他守秘すべき情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 本プロポーザル関連書類作成のため、本市が配布した資料等は、本市の許可なく公表し、又は使用してはならない。
- (3) 本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても、審査は行うものとする。
- (4) 本プロポーザルの参加にあたり、本プロポーザル参加者に生じた損害等については、本市は一切その責を負わないものとする。

- (5) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わないものとする。
- (6) 公正な選考が確保できないと判断した場合は、選考を中止する場合がある。
- (7) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、優先交渉権者の資格を取り消し、指名停止等の措置を講ずる場合がある。

16. 問い合わせ先

深谷市教育委員会 学校教育課 井上、長谷川、菰塚、桜井

電話番号：048-572-9578

mail：gakko@city.fukaya.saitama.jp